

令和7年設楽町選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法第22条第3項の規定により、令和7年10月19日執行設楽町長選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和7年9月1日

設楽町選挙管理委員会
委員長 伊藤 公一

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 令和7年10月13日
ただし、年齢については、令和7年10月19日
- 2 登録を行う日 令和7年10月13日